

事業者のみなさまへ

廃棄物の 適正処理 ガイドブック

初心者にも
分かりやすく
処理方法を解説

保存版

いつも手元に!
便利で役立つ1冊



平成30年3月



美しい京都を 次の世代に 引き継ぐために

山紫水明の地, 京都。この美しい京都のまちを次代に引き継いでいくことは, 今を生きる私たちの使命です。

そのためには, 廃棄物の2R(ごみになるものを作らない, 買わない「リデュース」と, 繰り返し使う「リユース」と分別・リサイクルの促進や適正処理を推進し, 循環型社会を構築する必要があります。

事業所から排出される廃棄物については, 事業者の皆様のご責任で処理することが法律で義務付けられています。

廃棄物の処理に関するルールについて共に学び, 環境への意識を高めるとともに, コストの削減や企業イメージの向上を図りましょう。

ナビゲーター紹介

ここは京都市のとある会社…。
今日から新入社員が廃棄物担当に
加わりました。

私はみやこよ。よろしくね。廃棄物の知識はあるの？

家でもごみの分別をしているので, できると思います。

ただしです。廃棄物担当になりました。よろしくお願いします。

そう…? 家庭ごみの処理とは違う点が多いわよ。1つずつ覚えていってね。

ただし君

廃棄物担当を志望した, やる気みなぎる新入社員。素直な性格だが, うっかり屋さんの一面も持っている。



みやこさん

整理整頓が得意なしっかり者の先輩社員。面倒見が良く, 後輩の指導にも情熱を持って当たる。

目次

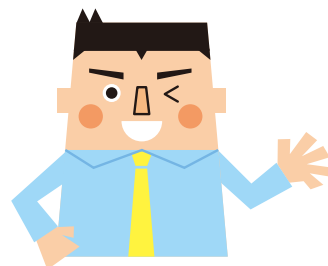
ステップ①

みるみる分かる! 廃棄物

廃棄物の種類や事業者の責務について学びましょう。

事業系廃棄物と家庭ごみ	2
事業系一般廃棄物と産業廃棄物	4
事業者の責務	10

まずは基本を
押さえよう!



ステップ②

必ずできる! 適正処理

廃棄物処理のルール, 契約方法やマニフェスト制度について理解しましょう。

事業系廃棄物の処理の流れ	14
廃棄物処理委託契約とマニフェストの運用	18

ステップ③

さらに進める! ごみ減量

循環型社会の構築に向け, 2Rを推進しましょう。

事業者による2Rと分別・リサイクルの取組	22
----------------------	----

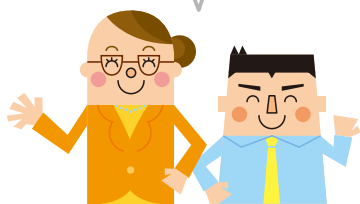
一歩進んだ
取組よ!



巻末付録

主な届出	26
事業所から出る一般廃棄物のごみ量とその内訳について	28
事業系廃棄物の分類早見表	30

冊子の使い方



初心者の
あなたは…

ステップ①から読み始めましょう。基本事項を理解したら、次のステップに進んでください。

ベテランの
あなたは…

分かっているつもりでも、忘れることや疑問に思うことがあるはず。そんな時に、手引としてご活用ください。

※本文中における矢印 **P1** は、詳しく書かれたページを表しています。

※この冊子では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のことを「廃棄物処理法」と記載しています。

また、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」(愛称:ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」)のことを「しまつのこころ条例」と記載しています。

事業系廃棄物と家庭ごみ



ごみを出してきます。黄色い袋をください。

黄色い袋は使えないわよ。家庭ごみと事業系廃棄物の違いを教えるわね。



事業系廃棄物と家庭ごみの違い

廃棄物の定義

「廃棄物」とは、占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却したりすることができないために不要となった、固形状又は液状のものをいいます。



事業者
工場、事務所、店舗、飲食店、学校、病院など

事業系一般廃棄物 (事業ごみ)



産業廃棄物



- ▶ 事業系一般廃棄物, 産業廃棄物, 資源ごみに分別をします。 P8・9
- ▶ 許可業者に処理を委託します。 P18・19
- ▶ クリーンセンター又はリサイクル施設に自己搬入することもできます。
- ▶ 事業系一般廃棄物を出す際は、透明袋(無色透明又は白色透明)を使用します。




家庭

家庭系一般廃棄物 (家庭ごみ)



- ▶ 主に燃やすごみ, 資源ごみなどに分別をします。
- ▶ 京都市などが回収します。
- ▶ 家庭ごみを出す際は、指定の袋(黄色, 透明)などを使用します。



事業系廃棄物の主な分類

「事業系廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた全てのごみを指します。

事業活動には、商店、会社、飲食店、宿泊施設、工場等による営利を目的とするものだけでなく、病院、学校、官公庁等による公共サービスなど、事業所が行う全ての活動が含まれます。

事務所から出るごみにも、いろんな種類があるんですね。



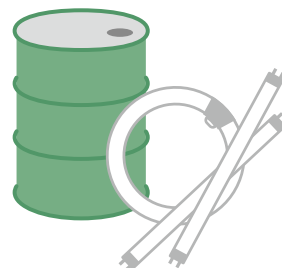
事業系一般廃棄物 (事業ごみ)

事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のものをいいます。例えば、食べ残した物やリサイクルできない紙などが該当します。



産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法に基づいて定められた21種類のものをいいます。



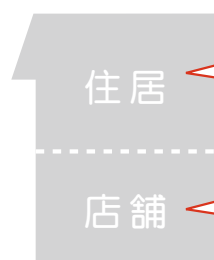
P6

リサイクル可能なもの

事業系廃棄物の中には、再生利用が可能なものが数多くありますので、分別してリサイクルを進めましょう。再生利用が容易なものとして、紙類、空き缶、空きびん、ペットボトル、金属などが挙げられます。



住居と店舗が同じ建物の場合でも、ごみは別々に処理してください



家庭ごみ

事業系廃棄物

事業系廃棄物は、事業者が責任を持って処理する義務があります。住居と店舗が一体であっても、事業系廃棄物を家庭ごみとして出すことはできません。



事業系廃棄物を家庭ごみとして排出することはできません



事業系廃棄物を家庭ごみの収集場所に出すことはできません。不法投棄は廃棄物処理法第25条により以下の罰則を科せられます。

- 5年以下の懲役
- 1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金

事業系一般廃棄物と 産業廃棄物



事業系廃棄物の中
でもさらに分類が…。

難しく考えないで、
具体例を見ていき
ましょう。



事業系一般廃棄物と産業廃棄物の違い

事業系 一般廃棄物 (事業ごみ)



産業廃棄物以外のごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のものをいいます。ほぼ全ての廃棄物を指すようにも思えますが、分別を徹底すれば、事業系一般廃棄物に該当するごみは、食べ残した物やリサイクルできない紙程度にとどまります。

産業 廃棄物



産業廃棄物として定められたもの

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など21種類のものをいいます。さらに、この中でも、爆発性、毒性、感染性などのあるものが特別管理産業廃棄物として定められており、それぞれ管理や処理の方法が異なります。

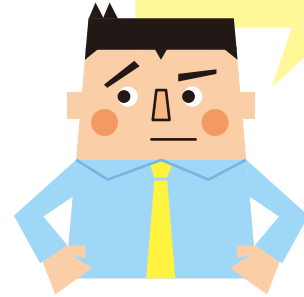
P6



産業廃棄物が排出されない事業所はない

事業所で使う機器や薬品, 引き出しの中のペンやホッチキスも産業廃棄物に当たります。産業廃棄物は, どのような事業所からでも必ず排出されるもので, 事業所の規模や排出量は関係ありません。また, 事業系一般廃棄物と産業廃棄物はそれぞれに処理を行うための契約が必要です。

産業廃棄物って事務所でも出るんだ…。



**廃棄物の処理を委託する場合は、
事業系一般廃棄物と産業廃棄物それぞれに
処理を行うための契約が必要です!!**

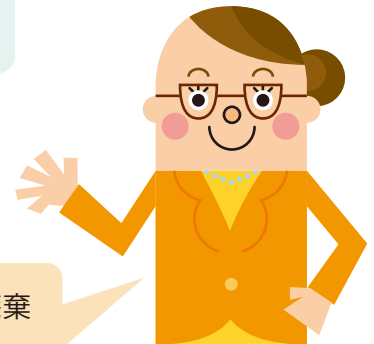
P18・19



ただし君の質問 その1

P8・9

お昼に食べたコンビニ弁当の容器やジュースの缶は家庭ごみですか？

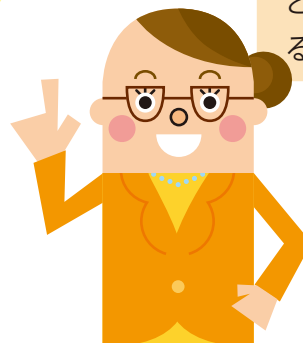


事業所から出るごみは, 全て事業系廃棄物だと覚えてね。

では, この弁当の容器は, プラスチックなので, 産業廃棄物になるんですか？



そうよ。容器はきれいに洗ってから分別してね。ちなみに, 容器以外にもバケツや梱包用バンドも, 家庭ごみの分別と違ってプラスチック類になるから気を付けてね。

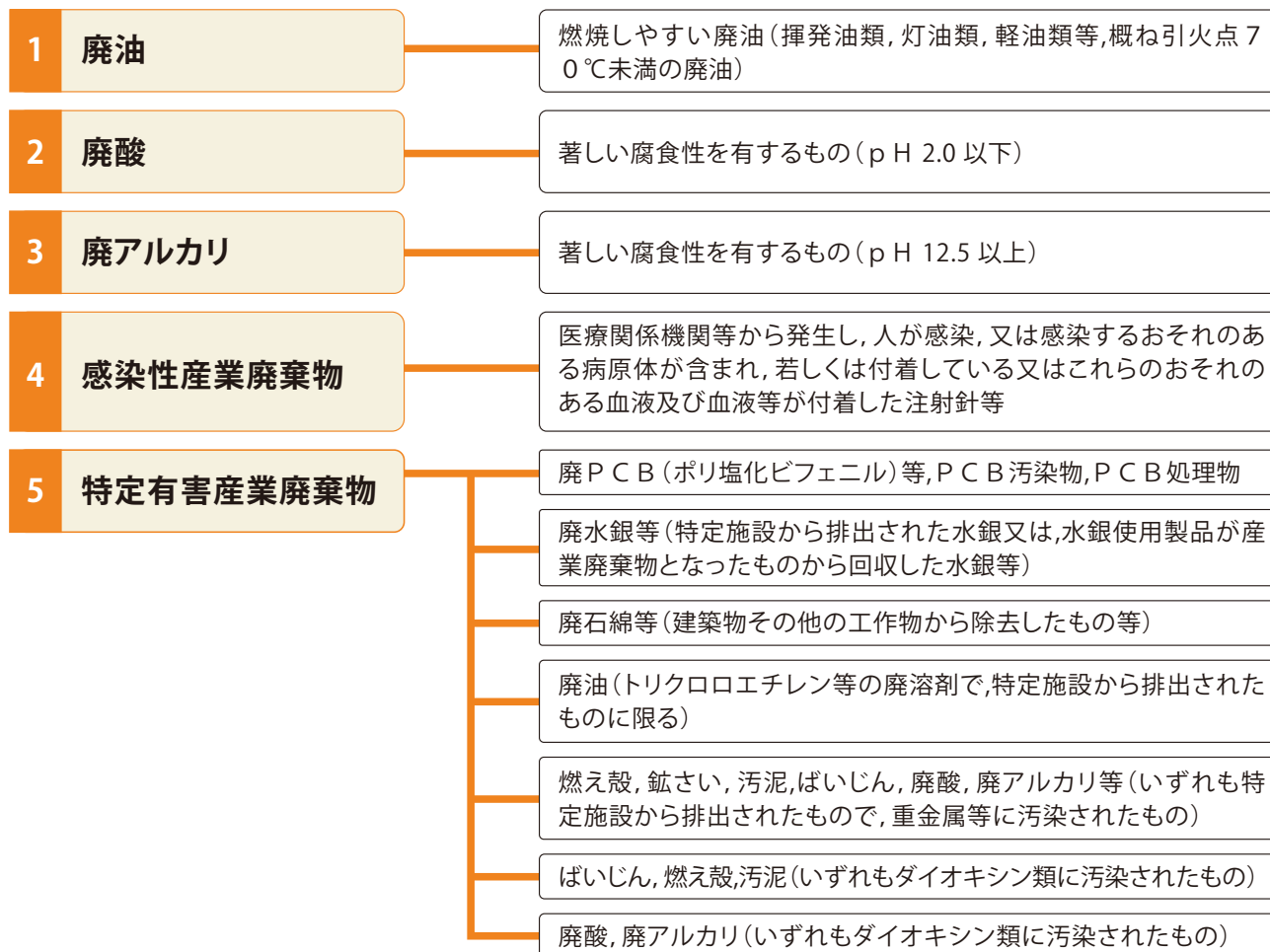


産業廃棄物の例

1	燃え殻	石炭殻, 焼却灰, 炉清掃排出物, 廃活性炭等
2	汚泥	排水処理汚泥, メッキ汚泥, 研磨かす, 建設系汚泥, 製造工程から出る泥状の物等
3	廃油	廃潤滑油, 廃切削油, アルコール等の廃溶剤, 廃固形石けん, 廃食用油等
4	廃酸	廃硫酸, 廃塩酸, 廃定着液等
5	廃アルカリ	廃ソーダ液, 廃アンモニア液, 廃現像液, 金属石けんの廃液, 自動車の廃不凍液等
6	廃プラスチック類	廃発泡スチロール, 化学繊維くず, 廃プラスチック製品・容器包装, 廃タイヤ等
7	ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る。
8	金属くず	空き缶, 鉄くず, 非鉄金属くず, 廃金属製品等
9	ガラスくず, コンクリートくず※ 及び陶磁器くず	空き瓶, 廃ガラス製品, 陶磁器くず(れんが, 瓦, タイル), 廃陶器製品, 廃石こうボード, 廃スレート板等 コンクリート二次製品製造業者の排出した不良品のU字溝等 (※コンクリートくずは, 工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く)
10	鉱さい	高炉, 転炉, 電気炉等の残さ, 鋳物の型に使われた砂, 不良鉱石等
11	がれき類	工作物の新築, 改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片, モルタル片, アスファルトコンクリート片等
12	ばいじん	大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設, ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの(電気集じん器捕集ダスト, 集じん器捕集ダスト)
13	★ 紙くず	新築, 改築, 増築, 除去等に伴う紙くず【建設業】 紙, 板紙のくず等【紙・紙加工品製造業, 印刷出版業等】
14	★ 木くず	新築, 改築, 増築, 除去等に伴う木くず【建設業】 木材片, おがくず, かんなくず等【木材・木製品製造業, パルプ製造業】 不要な木製家具等【物品賃貸業】 貨物の流通に使用した木製パレット, 梱包木材【全業種該当】
15	★ 繊維くず	新築, 改築, 増築, 除去等に伴う繊維くず【建設業】 木綿, 羊毛等の天然繊維くず【繊維工業(縫製を除く)】
16	★ 動植物性残さ	原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(酒類製造業の醸造かす, 豆腐製造業のおから等)であって, あめかす, のりかす, 醸造かす, 発酵かす, 魚及び獣のあら等が含まれるもの【食料品・医薬品・香料製造業等】 ※製造した商品をもその場で販売するいわゆる製造小売業(菓子屋・パン屋等)は該当しません。
17	★ 動物系固形不要物	牛, 豚, 食鳥等の不可食部分等の不要物【と畜場, 食鳥処理場】
18	★ 動物のふん尿	牛, 馬, 豚, にわとり等のふん尿【畜産農業, 畜産類似業】
19	★ 動物の死体	牛, 馬, 豚, にわとり等の死体【畜産農業, 畜産類似業】
20	政令第13号廃棄物	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって, これらに該当しないもの(コンクリート固型化物等)
21	輸入された廃棄物	上記1～20, 船舶・航空機の乗組員等の生活ごみ及び入国者が携帯した生活ごみを除く。

★の項目は, 【 】の業種の事業者が排出する場合に限り産業廃棄物となります。

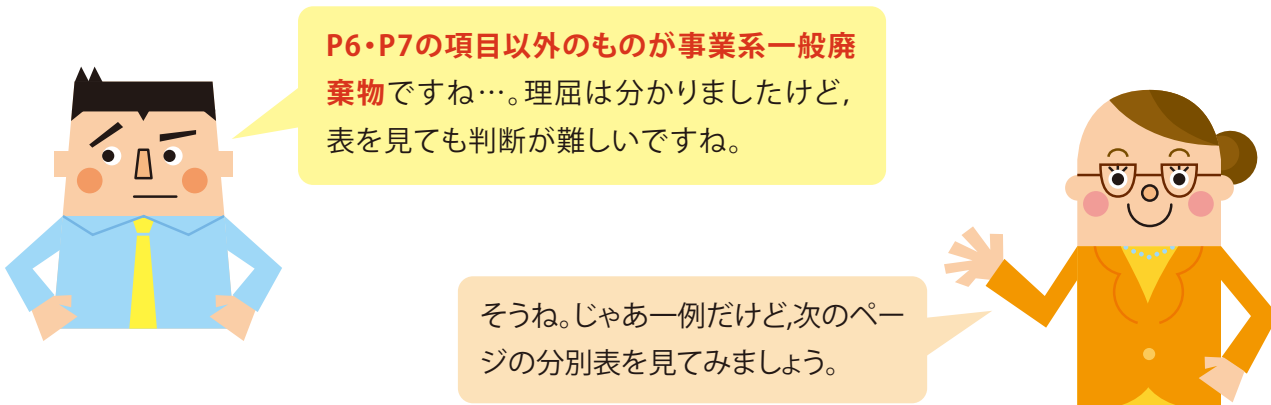
特別管理産業廃棄物の例



6 輸入廃棄物の焼却施設から生じたばいじん等






特別管理産業廃棄物 管理責任者を選任してください

特別管理産業廃棄物を排出する事業者は，事故の防止や適正処理の確保のため管理責任者を選任して，京都市に報告する必要があります。 P26



ごみ分別表

事業系一般廃棄物(事業ごみ)として処理するもの

ちゅうかい 厨芥類	食品の売れ残り、 食べ残した物、 調理くずなど 	一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンターやリサイクル施設に搬入します。また、自ら搬入することもできます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●食品製造業などの業種から発生する厨芥類は産業廃棄物(動植物性残さ)です。 ●食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組む必要があります。 ●水切りの徹底、生ごみ処理機の活用などを行い、減量に努めましょう。 	
紙くず	汚れのついた紙、 リサイクルできない紙など 	一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンターに搬入します。また、自ら搬入することもできます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。 	
木くず	木製品、 せん定枝など 	一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンターやリサイクル施設に搬入します。また、自ら搬入することもできます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。 ●せん定枝は、堆肥化や燃料化等によりリサイクルし、減量に努めましょう。 	
リサイクル 可能な 紙類	一般廃棄物収集運搬業者や資源回収業者に委託してください。 リサイクル可能な紙類をクリーンセンターに搬入することはできません。 	
	新聞、ダンボール、 雑がみ(雑誌、OA用紙、シュレッダーくず、機密書類、メモ用紙、郵便物、 封筒、紙袋、ボール紙、空き箱、パンフレット、カタログなど)	
	<ul style="list-style-type: none"> ●建設業、印刷出版業などから発生する紙くずは産業廃棄物です。 ●リサイクル可能な紙類の取扱いについては、委託業者に確認してください。 	
古布	不要になった衣類など 	事業系一般廃棄物として処理することもできますが、できる限りリサイクルしましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ●化学繊維製品は産業廃棄物です。 ●建設業、繊維工業などの業種から発生する古布(繊維くず)は産業廃棄物です。 	

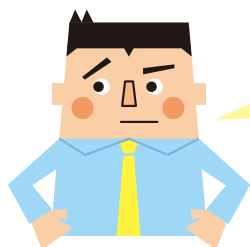
※クリーンセンターへの搬入には、大きさや量についての制限があります。 P16

産業廃棄物として処理するもの

P17

プラスチック類	弁当・カップめんの容器, ラップ類, トレイ, ビニール袋, 発泡スチロール, 化学繊維など 	産業廃棄物処理業者に委託してください。
金属類	刃物類, スプレー缶, 一斗缶, 金具類など その他金属製のもの (事業所の机, 椅子, ロッカーなど) 	
ガラス陶磁器類	コップなどのガラス類, 陶器類など 	
電池類	乾電池, 充電電池など 	
水銀使用製品	蛍光灯, 水銀体温計, ボタン電池など 	
缶	飲料用の缶など 	産業廃棄物処理業者や資源回収業者に委託してください。缶やびんなどは、再生利用が可能なので分別し、リサイクルしましょう。
びん	飲料用のびんなど 	
ペットボトル	飲料用などのペットボトル 	
混合物	家電リサイクル対象製品 テレビ, エアコン, 冷蔵(凍)庫 洗濯機, 衣類乾燥機 	産業廃棄物処理業者に委託するか, 販売店やメーカーにお問い合わせください。
	その他家電製品, パソコンなど 	産業廃棄物処理業者に委託してください。

※産業廃棄物をクリーンセンターに搬入することはできません。



そもそも分別って、なぜ必要なんですか？

廃棄物の種類によって処理やリサイクルの方法が違うから、分別しておくことが大事なのよ。



事業者の責務



産業廃棄物なんてほとんどないし、事業ごみと一緒に出したらダメなのかな〜。

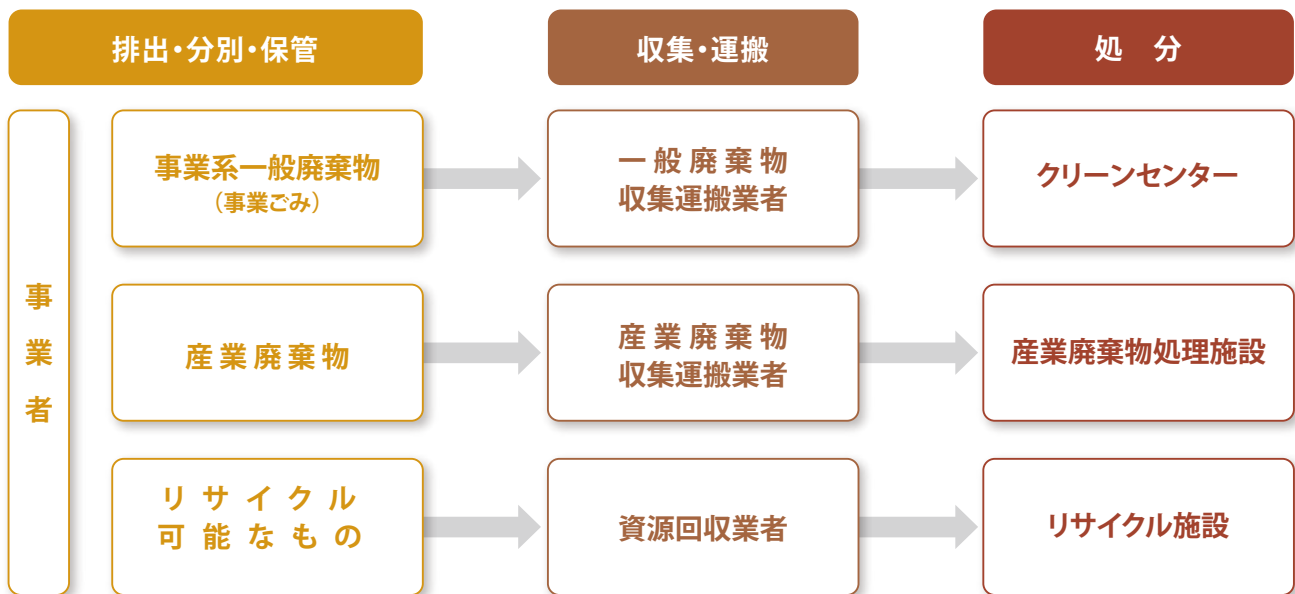
わ〜、すみません。詳しく教えてください。

何を考えているのっ! 事業者には処理責任があるのよっ!



■ 廃棄物処理の流れ

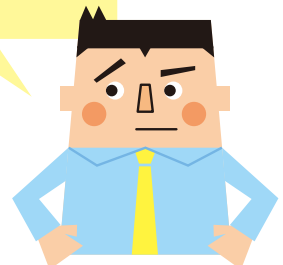
事業所から排出された廃棄物は、「分別・保管」、「収集・運搬」、「処分」の順で処理が行われ、それぞれの過程で責任が生じます。



廃棄物処理法で、事業者が責任を持って廃棄物を適正に処理することが定められているの。

違うわよ。例えば、委託業者が不法投棄をしたら、排出した事業者の責任も問われるのよ。

廃棄物を引き渡したら終わりじゃないんですか?



事業者の責務

事業者は、全ての廃棄物について、廃棄物処理法に基づき適正に処理する必要があります。

1 自ら処理するか、処理委託を

事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理するか、許可を受けた処理業者に委託して処理（収集・運搬、処分）しなければなりません。

2 廃棄物の再生利用と減量を

廃棄物の再生利用を積極的に推進し、その減量に努めなければなりません。

P22

3 製造、販売等の際には工夫を

物の製造、加工、販売等に当たっては、廃棄物処理やリサイクルがしやすい製品、容器等の開発を行うとともに、廃棄物となった場合の処理方法について情報提供を行わなければなりません。

4 国や自治体の施策に協力を

廃棄物の減量や適正な処理の確保等に関して、国や自治体が行う施策に協力しなければなりません。



廃棄物
処理法

事業者は、廃棄物を責任を持って正しく処理しましょう。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。



しまつの
ところ条例

事業所は、一般廃棄物と産業廃棄物を正しく分別排出しなければなりません。

（事業者が排出する廃棄物の分別）

第38条 事業者は、一般廃棄物と産業廃棄物とを分別したうえ、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び方法に従って一般廃棄物を排出し、及び処理しなければならない。



ただし君の質問 その2

事業者って、会社や工場のことですよね？



○月×日(月)
会社
商店
学校
官公庁
病院
事務所
工場
その他団体……

他にもいろいろあって、
**家庭以外のほとんどの
ものが該当する**のよ。



■ まずは廃棄物の発生抑制

適正処理を進める前に、行わなければならないことは廃棄物の発生抑制です。廃棄物の収集・運搬、処分はもとより、リサイクルを行うに当たっても石油や電気などの多くのエネルギーが必要となります。

廃棄物の発生抑制は地球環境を守るだけでなく、処理費用の削減、事業所のイメージアップにもつながります。

大事なのは廃棄物を出さないことなんだ。



■ 処理の流れを確認することが大切

産業廃棄物の処理を委託する場合、収集運搬業者に引き渡しても事業者の責任がなくなるわけではありません。事業者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を発行し、その廃棄物が適正に処理されているか把握しておく必要があります。

P20



最終処分が終了するまで、しっかりチェックしましょう。

(事業者の処理)

第12条 (前略)

7 事業者は、前2項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

マニフェスト

委託した産業廃棄物の処理の流れを把握するために、排出した事業者が処理を委託した業者に発行する書類を産業廃棄物管理票(マニフェスト)といいます。マニフェストは5年間保存する義務があります。

P20

マニフェスト 交付等状況報告書

前年度のマニフェストの発行枚数や排出量等について、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を毎年6月30日までに京都市に提出してください。

P26

報告は毎年。保存は5年と覚えておいてね。



委託には基準があります

廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託しましょう。

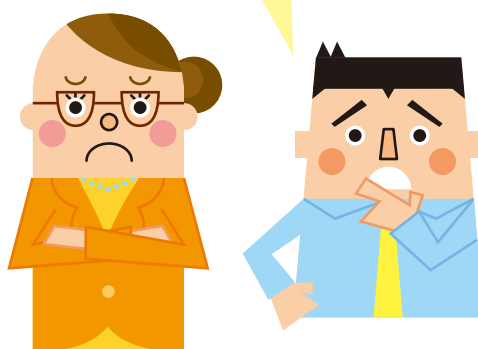
事業系一般廃棄物と産業廃棄物では、許可の内容が異なりますので、廃棄物の種類に応じて適切に処理業者を選ぶ必要があります。



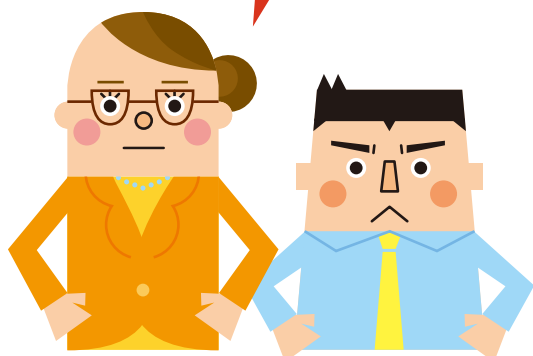
委託基準違反の罰則

事業者が、事業系廃棄物の収集・運搬又は処分を無許可の業者等に委託すると、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金などが科せられます。

正しく業者を選ぶことも事業者の責任なんですね。



処理業者が不法投棄をすると、排出した事業者にも責任が及ぶの。



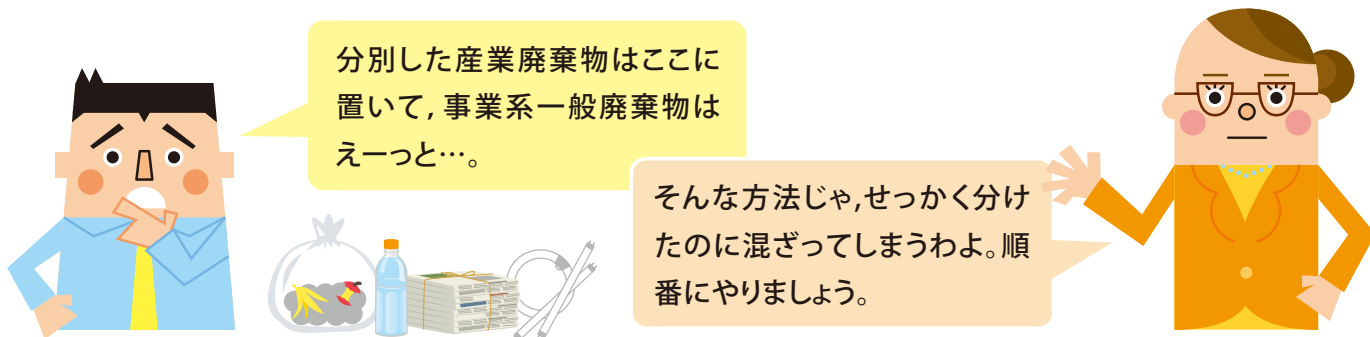
不法投棄は犯罪です

廃棄物の不法投棄を行うと厳しい罰則が科せられます。処理を委託した業者が不法投棄を行った場合であっても、排出した事業者の責任が問われることがあるため、最終処分されるまでの流れを確認する必要があります。

不法投棄の罰則

不法投棄をすると、5年以下の懲役や1,000万円以下の罰金（法人には3億円以下の罰金）など、非常に厳しい罰則が科せられます。

事業系廃棄物の処理の流れ

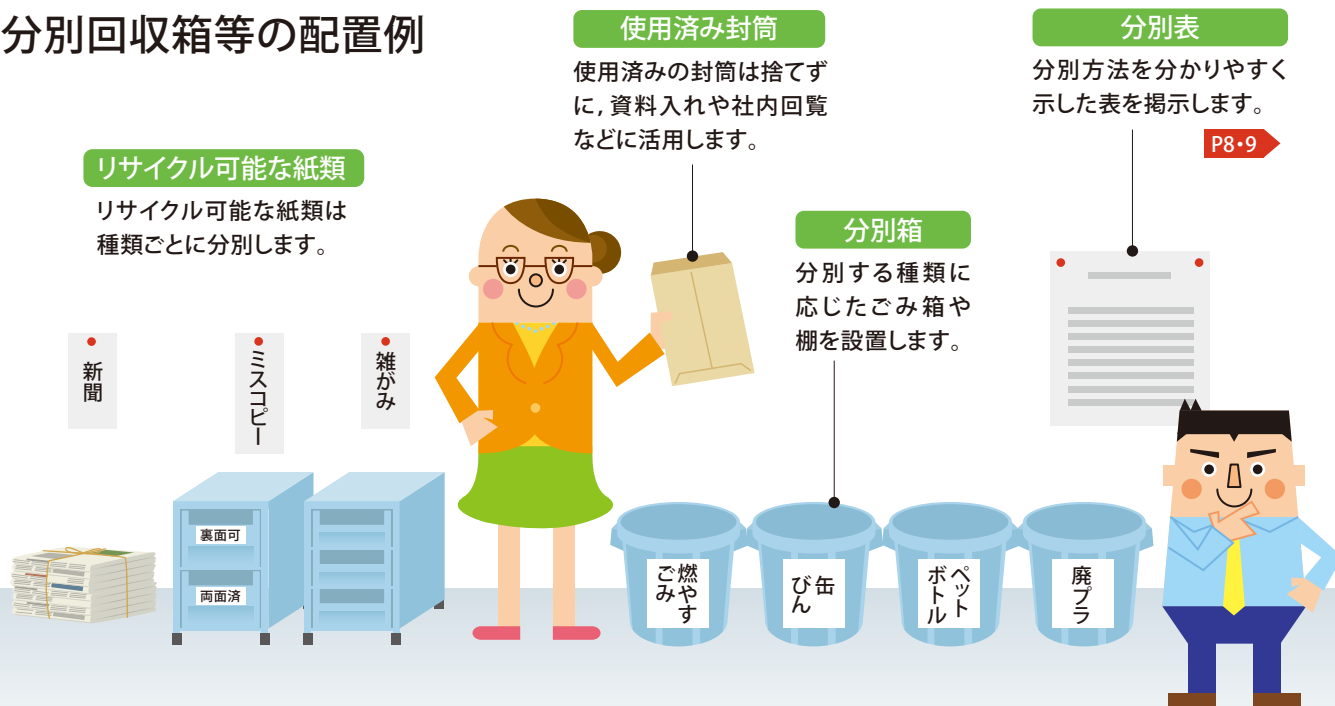


適正処理の第一歩は分別

廃棄物が発生した時点で、次の3種類を基本として、処分先や処分方法ごとに分別しましょう。
 廃棄物の大部分は資源としてリサイクルすることが可能なため、再生利用や売却ができるものは分別して排出しましょう。



分別回収箱等の配置例



■ 廃棄物の保管

処理業者に廃棄物を引き渡すまでの間は、適正に保管を行います。

保管

ルールを守って保管します

分別した廃棄物は、種類ごとに保管します。保管場所には囲いを設けて関係者以外の者が立ち入らないようにしてください。また、飛散、流出、悪臭の発散が生じないように、必要に応じて容器等を使用するとともに、ねずみの生息や蚊、はえ等の発生を防ぎましょう。

掲示

産業廃棄物の保管場所には、掲示が必要です

産業廃棄物の保管場所には、右のような掲示板を設置してください。

産業廃棄物保管場所掲示板の例

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック 廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)
管理者氏名	(株)〇〇 総務課〇〇〇
管理者連絡先	075-000-0000
注意事項	関係者以外立入禁止



こんな分け方じゃ、回収できませんよ! 分別保管は最低限のルールでしょ。



第12条(前略)

2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準(以下「産業廃棄物保管基準」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

廃棄物処理法施行規則

第8条 法第十二条第二項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

一(前略)

□ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

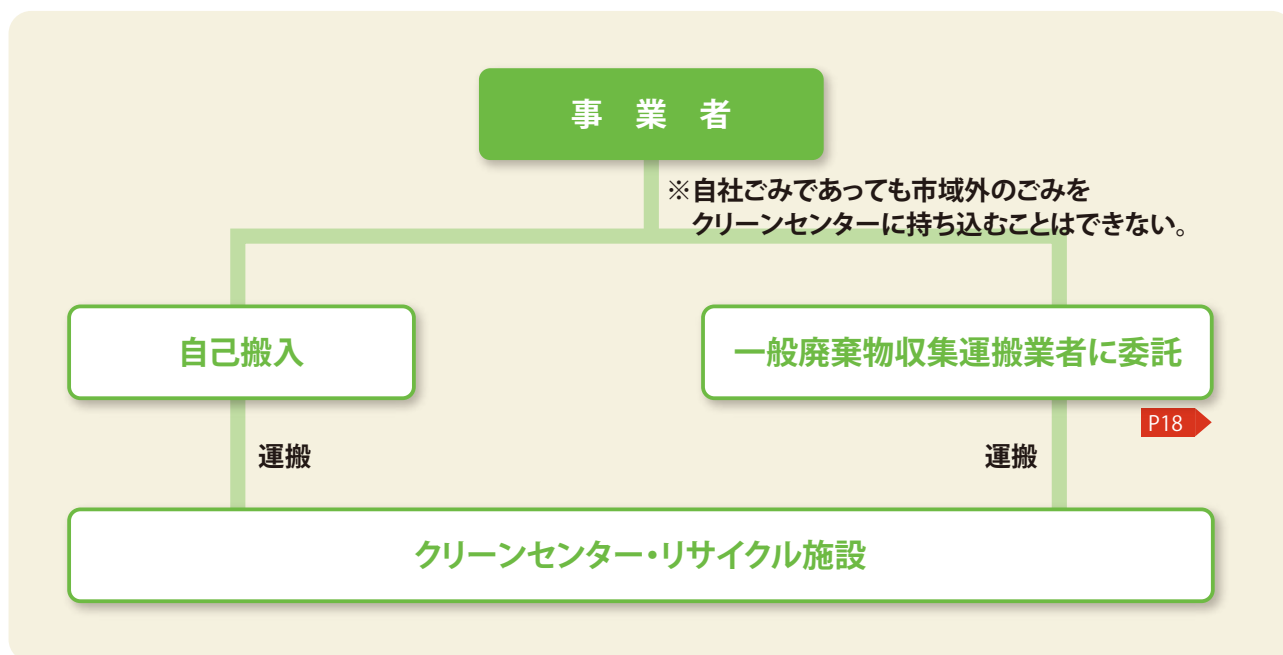
特別管理産業廃棄物の管理体制

特別管理産業廃棄物の運搬の際には、事故などを防止するため、廃棄物の種類及び取扱上の注意事項を記載した文書を収集運搬業者に交付するか、容器に表示してください。

保管に当たっては、廃棄物の種類に応じて次のような措置をとってください。

- 他の物と混合しないよう、仕切りなどを設けてください。
- 廃油は揮発しないよう容器などに密封し、高温にさらさないでください。
- 腐敗防止に努めてください。

事業系一般廃棄物の処理の流れ



事業系一般廃棄物については、一般廃棄物収集運搬業者に収集・運搬を委託し、クリーンセンターなどに搬入するという流れになります。
 なお、自己搬入をすることもできます。

事業者は、自ら事業系一般廃棄物をクリーンセンターに持ち込むことができます。持ち込める廃棄物かどうか分からない、持ち込む量が多いなどという場合は、事前にクリーンセンターに連絡してください。

京都市のクリーンセンターの連絡先

・東北部クリーンセンター
 京都市左京区静海市原町1339
 TEL 075-741-1003

・南部クリーンセンター
 京都市伏見区横大路八反田29
 TEL 075-611-5362

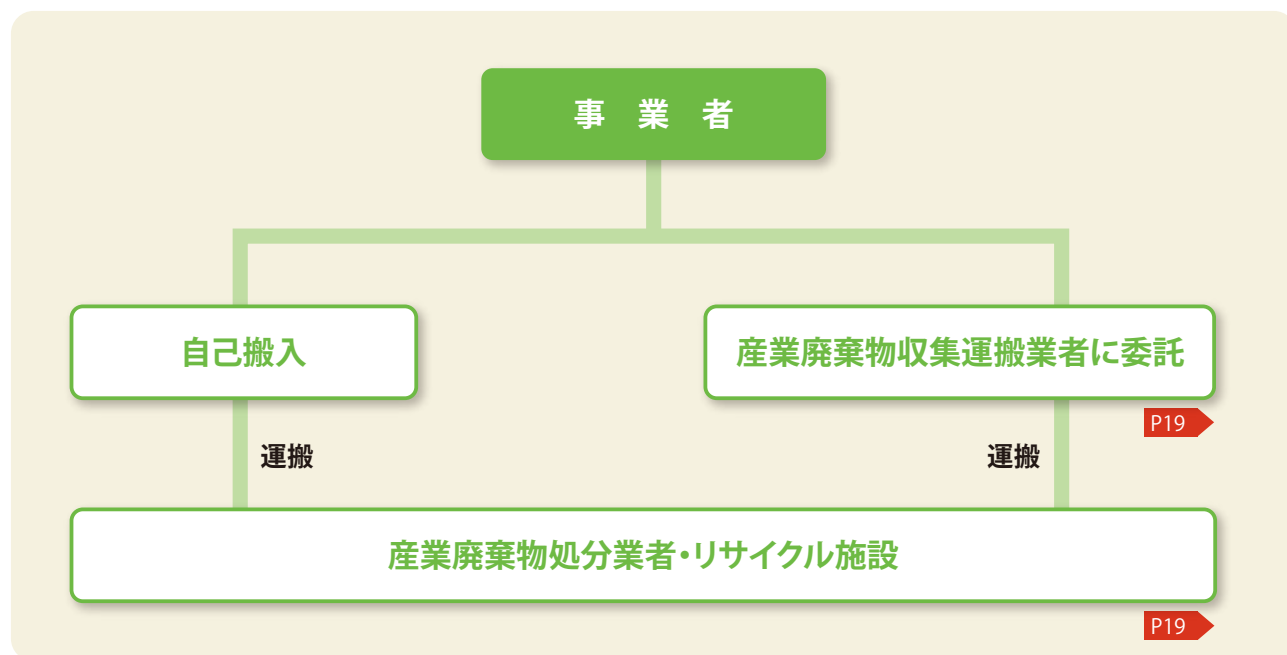
クリーンセンターでの搬入物検査

事業所などからクリーンセンターに持ち込まれたごみの検査を実施しています。市職員がごみ袋を点検し、産業廃棄物やリサイクル可能な紙ごみなど不適切なごみが混入していた場合は、排出した事業者に分別の徹底等、適正処理について指導を行っています。

混入については減少傾向にありますが、まだ十分とは言えません。産業廃棄物を一般廃棄物として処理することは違法行為に当たります。また、リサイクル可能な紙ごみを搬入する行為は条例違反に当たります。分別を徹底し、クリーンセンターに不適物が搬入されないようにしてください。

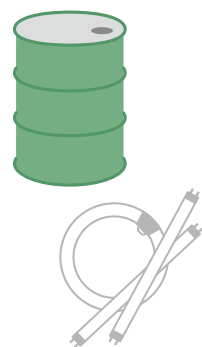


産業廃棄物の処理の流れ



産業廃棄物については、産業廃棄物収集運搬業者に収集・運搬を委託し、処分業者などに引き渡すという流れになります。

処理を委託する場合には、収集・運搬と処分について、それぞれ書面により契約を締結する必要があります。また、引渡しに当たっては、マニフェストの交付が義務付けられています。



事業者は、自ら産業廃棄物を産業廃棄物処分業者に持ち込むこともできます。持込みの際は、契約している産業廃棄物処分業者と相談してください。

産業廃棄物の運搬表示

産業廃棄物を運搬する場合は、運搬車両の両方の側面に次の表示を行う必要があります。

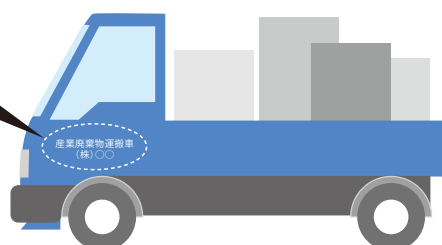
事業者が自ら運搬する場合

- 産業廃棄物を運搬している旨の表示(文字サイズ 5 cm角以上)
- 事業者名(文字サイズ 3 cm角以上)

産業廃棄物処理業者が委託を受けて運搬する場合

- 産業廃棄物を運搬している旨の表示(文字サイズ 5 cm角以上)
- 業者名(文字サイズ 3 cm角以上)
- 許可番号下 6 桁(文字サイズ 3 cm角以上)

産業廃棄物運搬車
(株)〇〇



産業廃棄物を運搬する際には、次の書類を携帯する必要があります。

事業者が自ら運搬する場合

- 次の事項を記載した書類
 - ・ 氏名又は名称及び住所
 - ・ 運搬する産業廃棄物の種類、数量、積載日
 - ・ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
 - ・ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

産業廃棄物処理業者が委託を受けて運搬する場合

マニフェスト伝票の場合

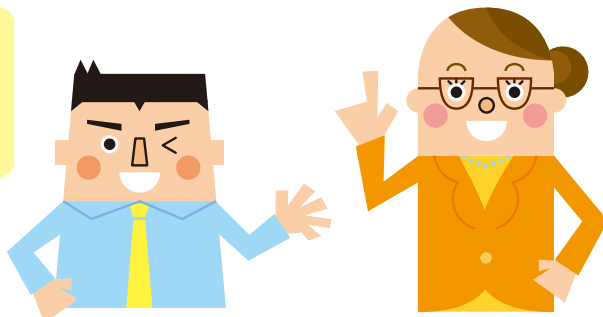
- 許可証の写し
- 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

電子マニフェストの場合

- 許可証の写し
- 電子マニフェスト使用事業者証の写し
- 登録事項の記載書面又は電磁的記録

廃棄物処理委託契約と マニフェストの運用

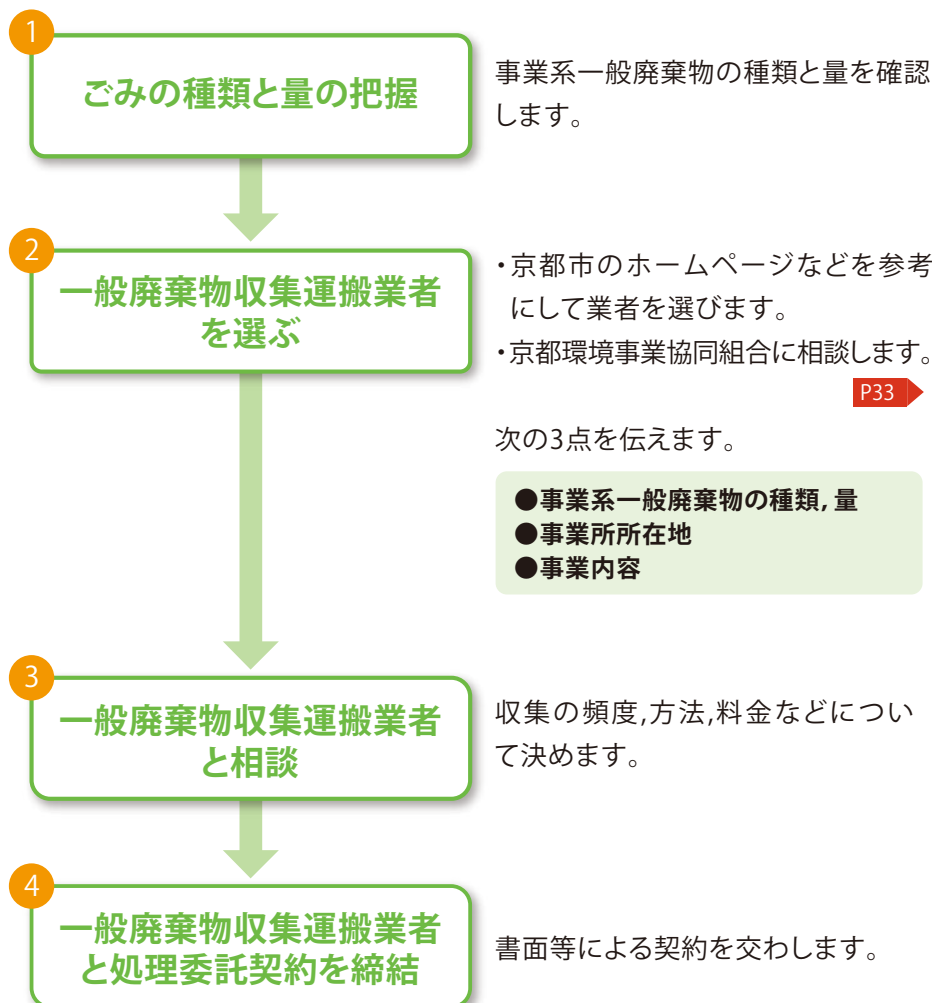
では,処理を委託
する業者を探し
てきます!



一口に処理と言っても,
いろいろあるから,適し
た業者を選んでね!

事業系一般廃棄物処理委託契約の流れ

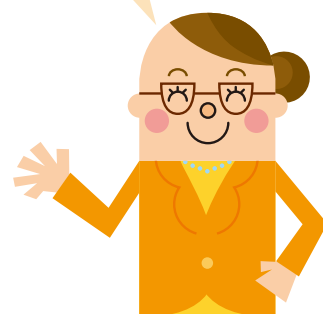
事業系一般廃棄物の処理を委託する場合は,一般廃棄物収集運搬業者と契約する必要があります。



業者に頼みたい
けど,どこがいい
のかな?



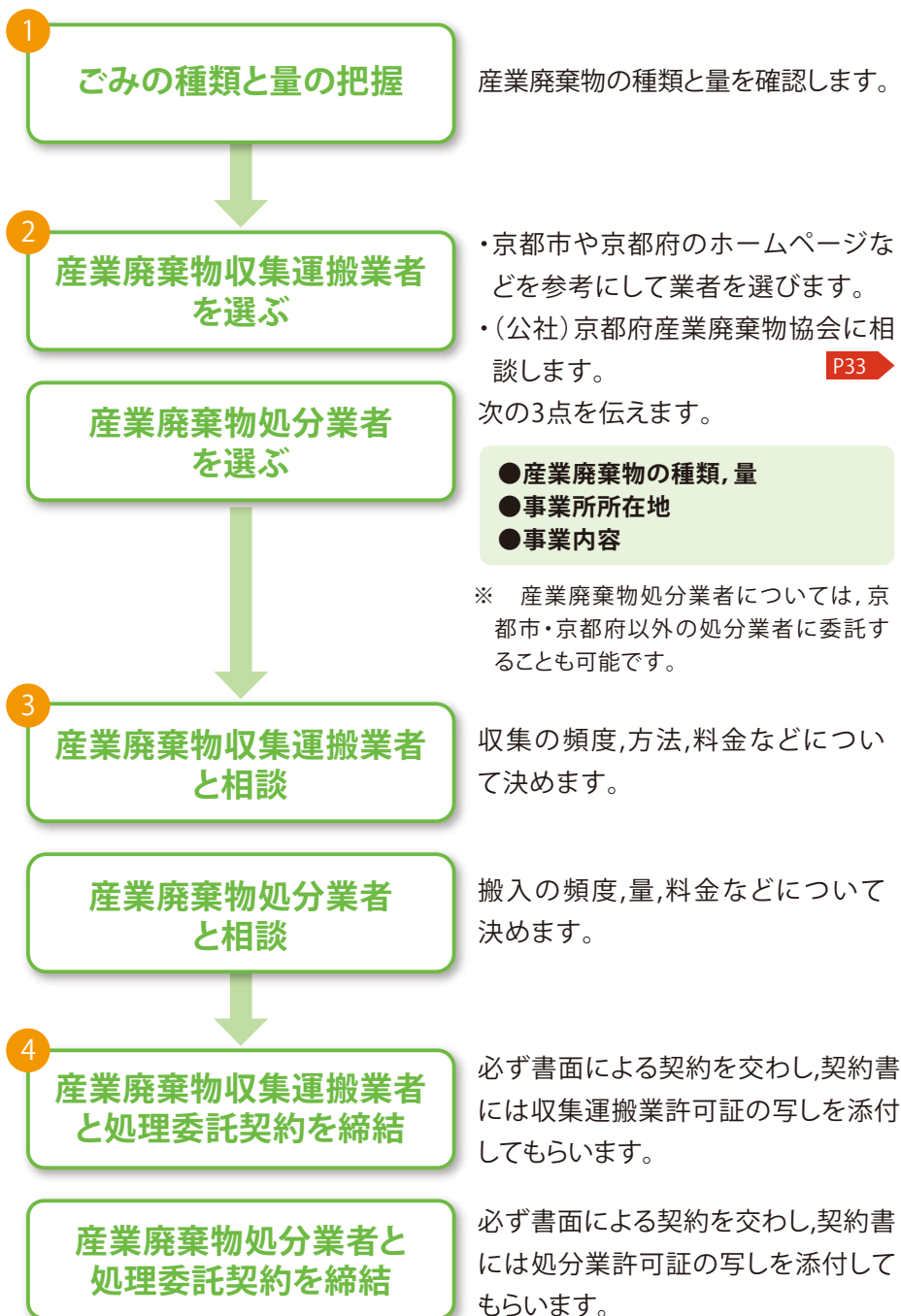
京都市のホームペー
ジを参考にすればいい
わよ。



一般廃棄物収集運搬業者の中には,
産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者もいます

産業廃棄物処理委託契約の流れ

産業廃棄物の処理を委託する場合は、収集・運搬と処分それぞれの業者と書面で契約する必要があります。ただし、収集・運搬と処分を同一の業者に委託する場合は、まとめて契約することもできます。



※ 事業者と収集運搬業者、処分業者の3者で契約することは違法です。必ず、事業者と収集運搬業者、事業者と処分業者の2者間で契約しましょう。ただし、収集運搬業者と処分業者が同じ業者の場合は、同一の契約で問題ありません。

契約が2つになってますね。



収集・運搬と処分それぞれの業者と書面による契約が必要だからね。同じ業者に頼む場合は1つでOKよ。



委託業者の許可証の確認

収集運搬業者及び処分業者からそれぞれ許可証の写しを受け取り、適正な処理が可能かどうか廃棄物の種類ごとに確認してください。

産業廃棄物の収集・運搬や処分を委託する場合は、廃棄物の種類に応じて、許可を受けた業者と書面により契約を締結することが必要です!!



この書類、すごく難しい。あわわ…。

書く場所は限られているから安心して。とにかく書いてみましょう。



産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付

事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合、引渡しに当たって、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付する必要があります。マニフェストには、「誰に」「どのような廃棄物を」「どう処理してもらうか」ということを記載します。

事業者欄
事業者の名称,住所,電話番号を記入します。

交付年月日欄
マニフェストを交付した年月日を記入します。

交付担当者欄
交付する担当者が署名,捺印をします。

排出事業場欄
実際に産業廃棄物を排出する場所の名称,所在地,電話番号を記入します。

産業廃棄物欄
産業廃棄物の種類の該当する項目にチェックを入れ,名称,数量,荷姿,処分方法等を記入します。

中間処理業者の記入欄
ここは記入不要です。

最終処分の場所欄
「委託契約書記載のとおり」をチェックするか,産業廃棄物が最終処分される処分場の名称,所在地,電話番号を記入します。

運搬受託者欄
産業廃棄物を運搬する業者の名称,住所,電話番号を記入します。

処分受託者欄
産業廃棄物を処分する業者の名称,住所,電話番号を記入します。

運搬先の事業場欄
産業廃棄物が搬入される処分業者の処分事業場の名称,所在地,電話番号を記入します。(中間処理を行う場合は,中間処理業者の処分事業場の名称,所在地等を記入)

運搬受託者の記入欄
ここは記入不要です。

処分業者の記入欄
ここは記入不要です。

照合確認欄
B2票, D票, E票が返送されてきたら,それぞれA票と照合確認し,その日付を記入します。

赤色の部分を記入してください。



電子マニフェスト

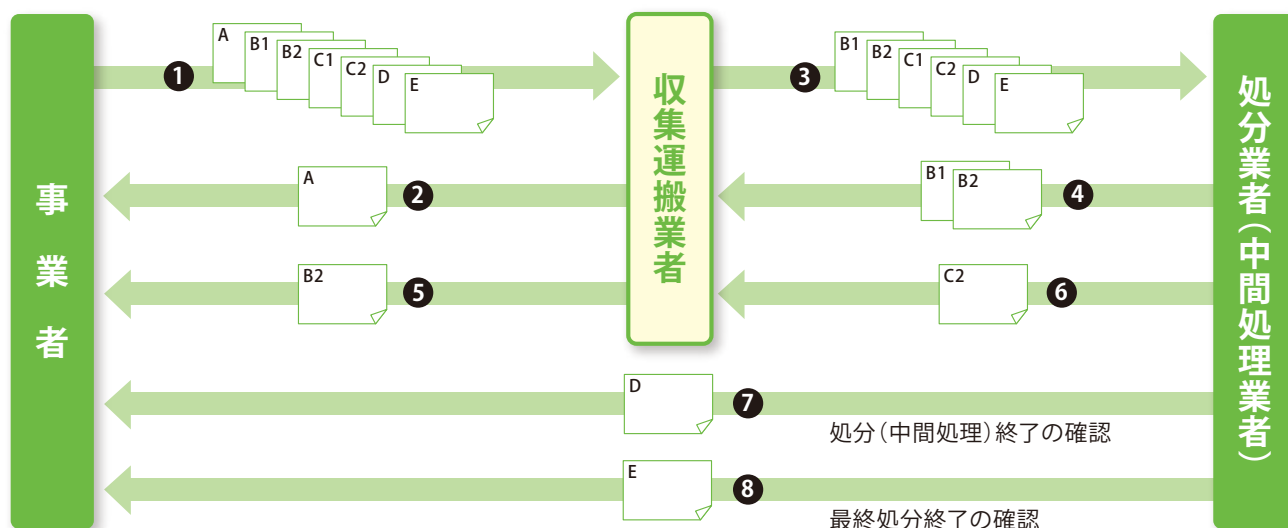
記入や保管の事務が簡素化できるうえ、情報処理センターにアクセスすれば処理状況などが簡単に把握できるメリットがあります。電子マニフェストを運用するためには、事業者、収集運搬業者、処分業者の三者とも情報処理センターに加入する必要があります。

マニフェストの購入

マニフェストは(公社)京都府産業廃棄物協会で購入できます。

P33

マニフェストの流れ



廃棄物引渡し時

① 事業者は、マニフェストに必要事項を記載し、確認の上、廃棄物と共にマニフェストの7枚全てを収集運搬業者に交付

運搬終了後

② 事業者は、収集運搬業者の署名が入った[A票]を控えとして受け取って保存

③ 収集運搬業者は、処分業者に[B1・B2・C1・C2・D・E票]を回付

④ 処分業者は、署名後[B1・B2票]を収集運搬業者に返却

⑤ 収集運搬業者は、運搬終了後10日以内に[B2票]を事業者に送付

処分終了後

⑥ 処分業者は、処分終了後10日以内に[C2票]を収集運搬業者に送付

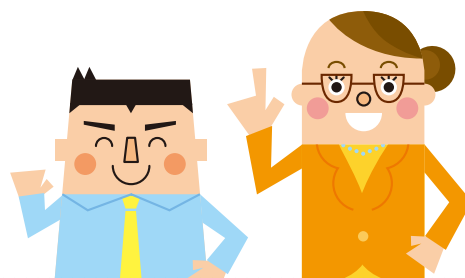
⑦ 処分業者は、処分終了後10日以内に[D票]を事業者に送付

⑧ 処分業者は、最終処分終了の確認後10日以内に[E票]を事業者に送付

返送されたマニフェストの照合と保存

事業者は、以下の処理を行います。

- A票とB2票, D票, E票を随時照合します。
- A票とB2票, D票, E票を5年間保存します。

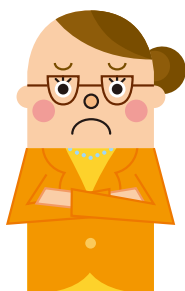


ただし君の質問 その3

管理票を出さなかったり、保存しなかったらどうなりますか？



交付義務や保存義務に違反したら、6か月以下の懲役や50万円以下の罰金など、厳しい罰則が科せられるわよ。



マニフェストの返送が遅れた場合 遅延報告書

事業者は、B2票, D票, E票が所定の期間を過ぎても送付されない場合、必要な措置を講じたうえで「措置内容等報告書」を30日以内に京都市に提出してください。

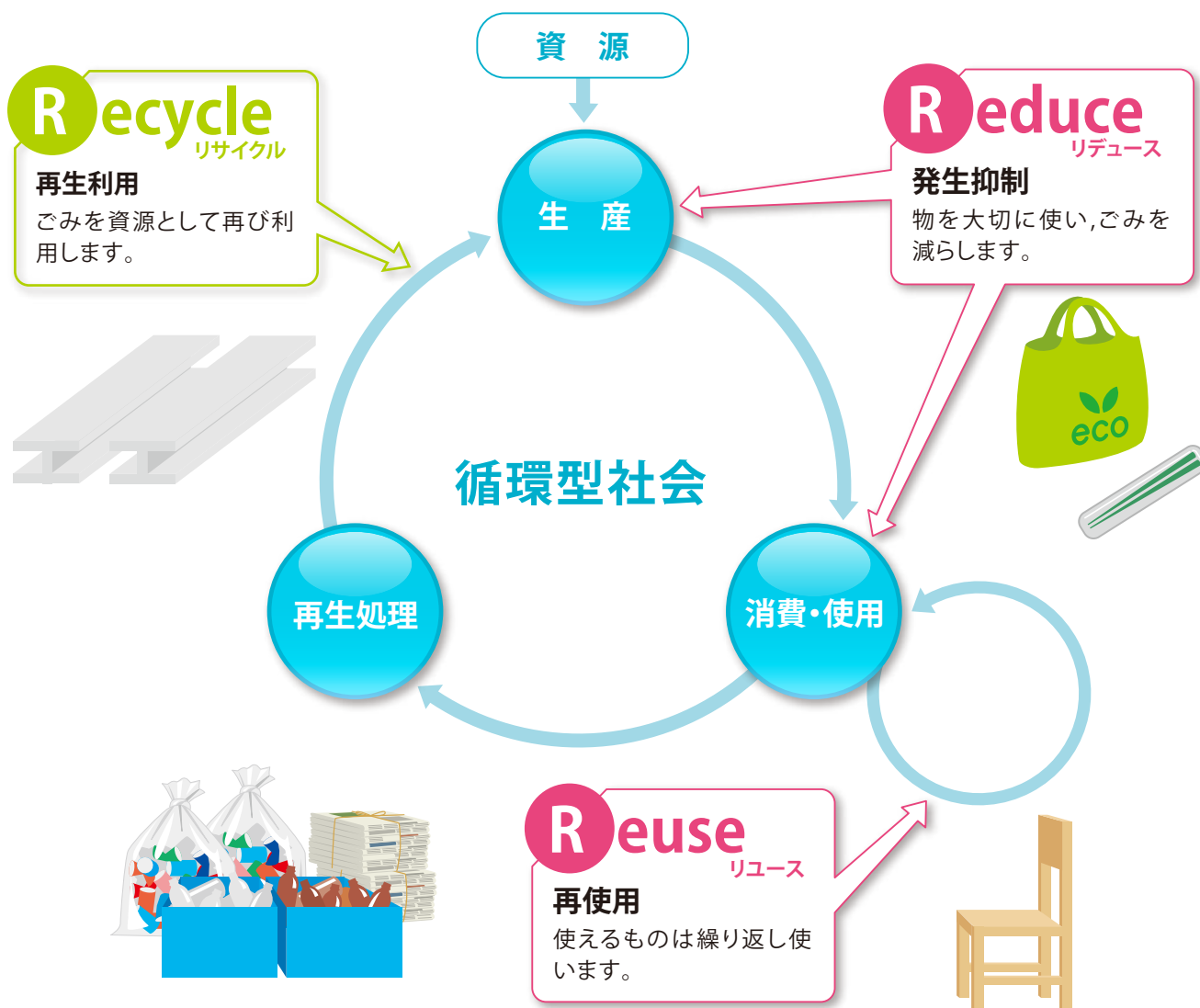
事業者による2Rと 分別・リサイクルの取組

2Rと分別・リサイクルの取組

2Rとは, Reduce (リデュース), Reuse (リユース)の頭文字をとった言葉です。

具体的には, ごみになるものを作らない・買わないといった「リデュース」, 再使用する「リユース」のことを指します。

本市では, 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を改正し, 2Rと分別・リサイクルの促進の2つを柱とするごみ減量施策を推進し, 循環型社会の構築, 持続可能な社会の実現を目指しています。



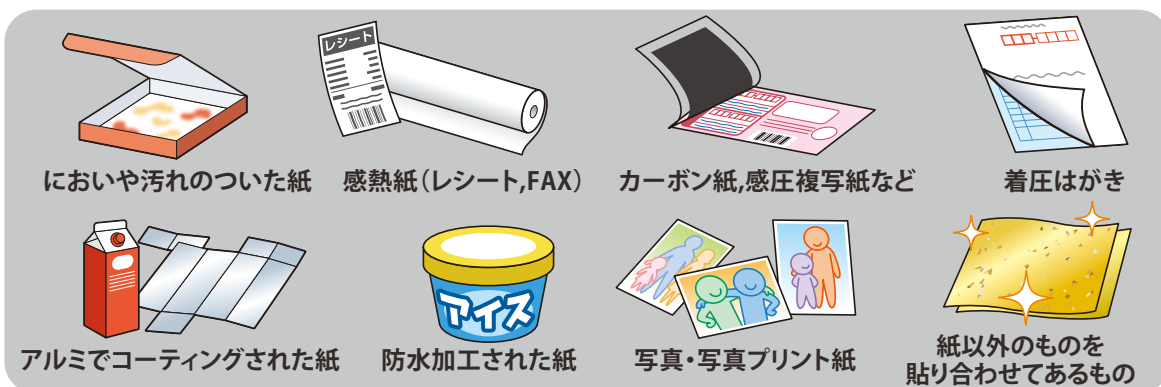
分別の義務化

事業系一般廃棄物のうち紙ごみに関しては、リサイクル可能な紙類について分別が義務付けられています。

リサイクルできる紙類の例



リサイクルできない紙類(禁忌品)の例



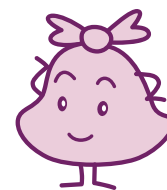
※禁忌品はリサイクルへの悪影響が大きいのでリサイクル可能な紙類には入れないでください。
 ※禁忌品をリサイクル可能な紙類として扱っている業者もあります。各取引先にご確認ください。

分別を行うだけでは、リサイクルにつながりません。資源として収集してもらうために、委託業者とよく相談しましょう。



雑がみの種類を更に詳しく例示した「雑がみ図鑑」は、「京都ごみネット」の「事業者のみなさま」からダウンロードできます。

京都市ごみ減量・分別リサイクル総合情報サイト
京都ごみネット
<http://kyoto-kogomi.net>



リサイクル製品の例

事業系廃棄物の多くが、分別収集、リサイクル処理を経て、次のような新たな製品に再生され、有効に活用されています。





ただし君の質問 その4

優良事業所・事業場って何ですか？



積極的にごみの減量など環境の配慮に取り組んで、認定を受けた事業所・事業場のことよ。



認定を受けるメリット

認定を受けることは、環境への意識が向上するだけでなく、事業所・事業場のイメージアップにもつながります。

イメージアップ



意識向上

認定制度の種類

名称	2R及び分別・リサイクル活動優良事業所認定制度	2R特別優良事業所認定制度	産廃処理・3R等優良事業場
			
認定対象 本市の施設(指定管理者が管理するものを含む)は対象外	ごみの減量や分別を積極的に行う事業用大規模建築物	独自性がある、先進的であるなど、特に優れた2Rの取組を行う次の①～③の事業所 ①事業用大規模建築物 ②事業者報告制度対象事業所 ※一定面積以上の小売店、飲食店、ホテル・旅館及び市内大学・短期大学 ③市民モニター制度実施事業所	恒常的・継続的に産廃を排出する市内の事業場(次の①、②要件を満たすもの) ①直近3箇年度分の産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出していること。 ②前年度の産業廃棄物管理票交付枚数が24枚以上であること。
認定基準 (評価のポイント)	発生抑制・再資源化の取組、廃棄物の管理体制など	2Rの取組の独自性や先進性、ごみの減量効果、活動の進展や継続性など	産業廃棄物の保管及び処理等の基準への適合状況、3Rの推進や環境負荷の低減に向けた取組姿勢など
認定期間	認定日から2年間(3回連続で認定を受けた事業所は有効期間を定めない優良事業所として認定)	認定日から2年間	認定日から1年間
問合せ	北部環境共生センター TEL 075-451-0211 (北, 上京, 左京, 中京, 右京の各区) 南部環境共生センター TEL 075-671-0511 (東山, 山科, 下京, 南, 西京, 伏見の各区)	ごみ減量推進課 2R推進担当 TEL 075-213-4930	廃棄物指導課 TEL 075-366-1394

主な届出



**法律や条例で
義務付けられています。**

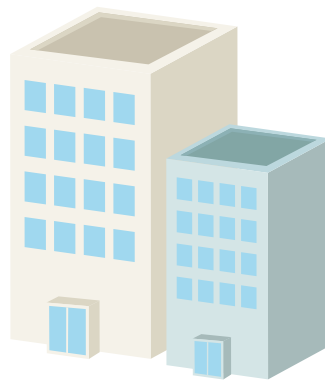
このページに掲載されている報告書などについては、法律や条例で届出が義務付けられています。

事業用大規模建築物減量計画書

対象 事業用大規模建築物の所有者

延べ床面積1,000m²以上の事業所の所有者は、毎年5月31日までに、廃棄物の発生量や発生抑制の取組などについて、前年度の実績と当該年度の見込みを記載した計画書を京都市に提出する必要があります。

なお、事業用大規模建築物を新築する際には、廃棄物の発生量の見込みや保管場所に関する事前の届出が必要です。



お問合せ・提出 北,上京,左京,中京,右京の各区 北部環境共生センター TEL 075-451-0211
東山,山科,下京,南,西京の各区 南部環境共生センター TEL 075-671-0511

特定食品関連事業者減量計画書

対象 チェーン展開する食品関連事業者

京都市内における店舗などの床面積の合計(バックヤードや厨房などを含む)が3,000m²以上の事業者は、毎年6月30日までに、廃棄物の発生量や発生抑制の取組などについて、前年度の実績と当該年度の見込みを記載した計画書を京都市に提出する必要があります。



事業者報告書兼計画書

対象 右の表に該当する事業者等

右の表の業種・規模要件に該当する事業者等は、毎年6月30日までに、2R等の取組に関する前年度の実績と当年度の計画を記載した報告書兼計画書を京都市に提出していただく必要があります。

物品小売業者	1店舗の延床面積が500m ² 以上 市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000m ² 以上
飲食店業者	1店舗の延床面積が500m ² 以上 市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000m ² 以上
ホテル・旅館業者	1店舗の延床面積が1,000m ² 以上 市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000m ² 以上
大学	市内の全ての大学・短期大学

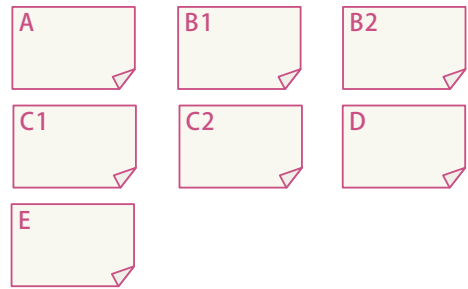
お問合せ・提出 ごみ減量推進課 TEL 075-213-4930

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

対象 ▶ 産業廃棄物の処理を委託している全ての事業所

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を委託した事業所は、毎年6月30日までに、前年度に交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)の状況を京都市に報告する必要があります。

ただし、電子マニフェストの場合は報告は不要です。



特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書

対象 ▶ 特別管理産業廃棄物を排出する事業所

特別管理産業廃棄物を排出する事業所は、事故防止と適正処理を目的として、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任しなければならないこととなっています。

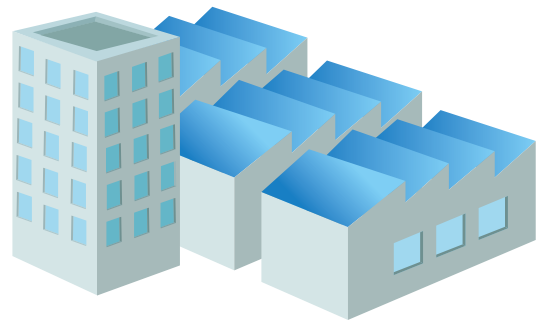
選任又は変更をした日から30日以内に、特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更)報告書を京都市に提出する必要があります。



多量排出事業者処理計画書・実施状況報告書

対象 ▶ 産業廃棄物の多量排出事業者

前年度における産業廃棄物の発生量が1,000 t (特別管理産業廃棄物については50 t)以上であった事業場を設置している事業者は、産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書を京都市に提出する必要があります。

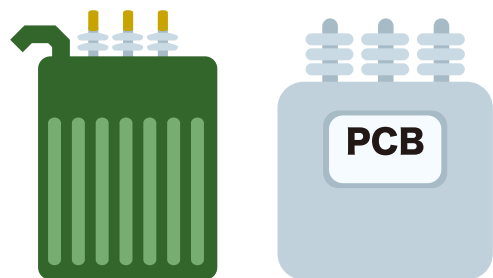


PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書

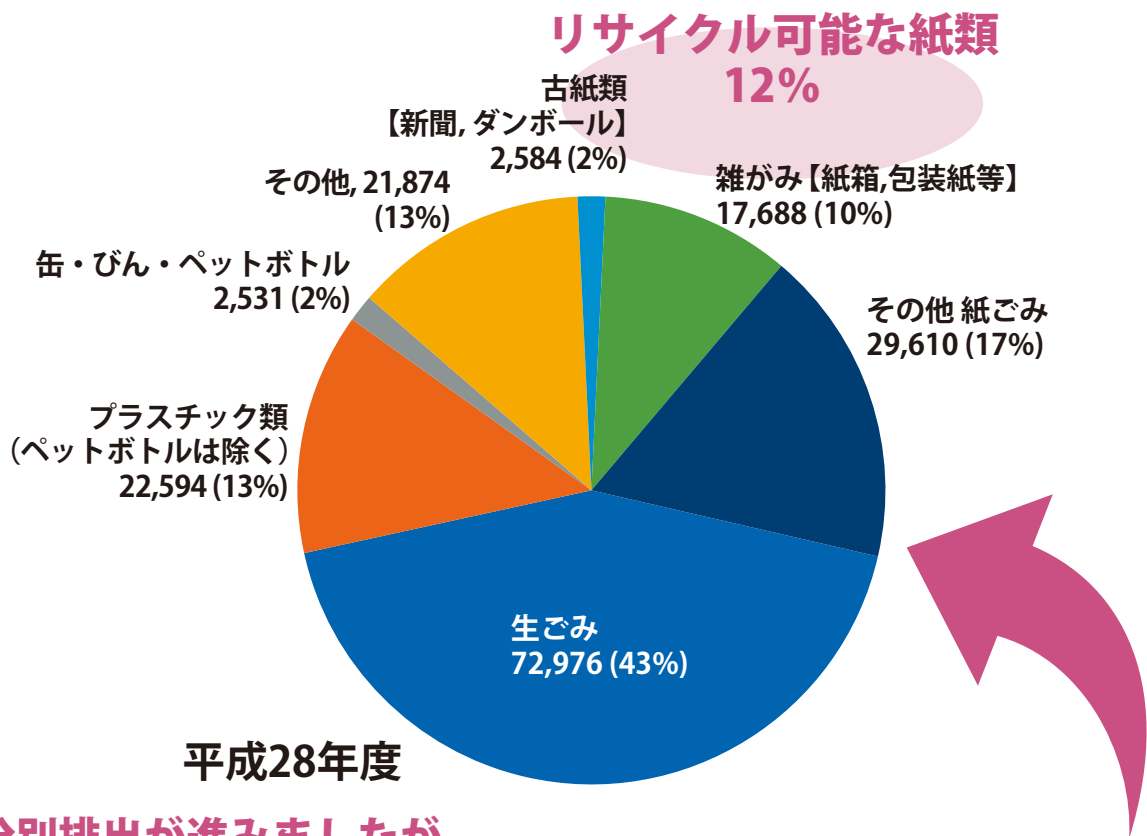
対象 ▶ PCB廃棄物を保管している事業所

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物を保管している事業所は、毎年6月30日までに、前年度における保管・処分の状況を京都市に報告する必要があります。

PCBが含まれる電気機器を使用している場合も、同様に報告が必要です。



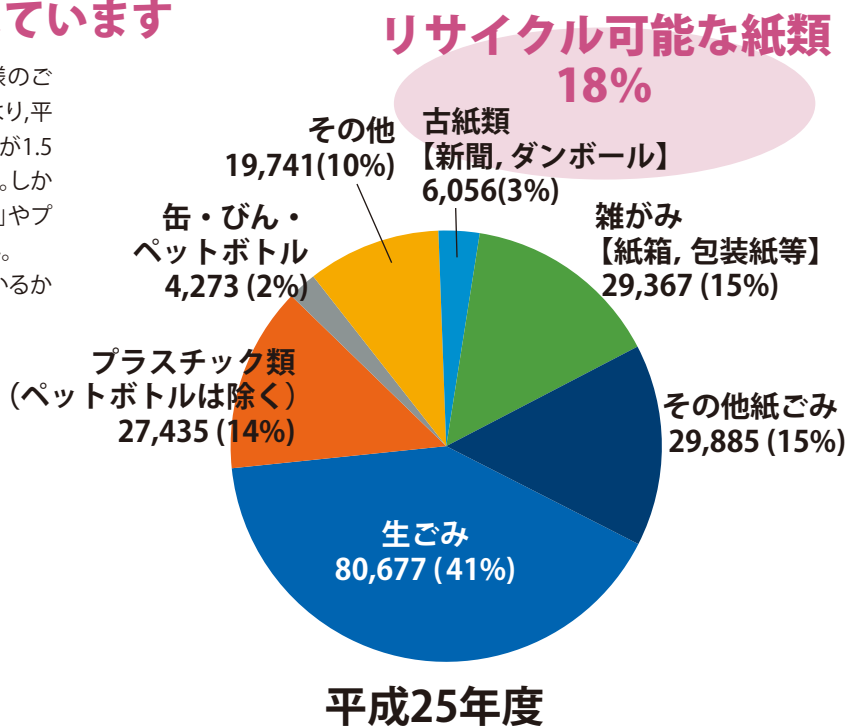
事業所から出る一般廃棄物の ごみ量とその内訳について



分別排出が進みましたが、 まだ不適物が混入しています

紙ごみ分別義務化や事業者の皆様のごみの発生抑制・分別徹底の取組等により、平成28年度は平成25年度に比べ、紙ごみが1.5万トン、生ごみが0.8万トン減少しました。しかし、リサイクル可能な「雑がみ」と「古紙」やプラスチック類の混入も少なくありません。

もう一度、ごみの分別が徹底されているかを確認してください。



業種別のごみの内訳

(参考)平成28年度業種別ごみ組成(重量比)

(%)

	紙類	プラスチック類	繊維類	ゴム類	皮革類	ガラス類	金属類	陶磁器類	厨芥類	木片類	草木類	その他	合計
建設業	14.0	1.5	0.3	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	5.7	78.2	0.0	0.1	100.0
食品製造業	9.7	10.1	1.1	0.5	0.0	0.1	0.3	0.0	77.9	0.1	0.0	0.2	100.0
その他製造業	17.7	6.4	3.5	0.5	0.3	0.3	2.8	0.0	16.1	0.2	51.1	1.1	100.0
製造業 計	12.4	8.9	1.9	0.5	0.1	0.1	1.1	0.0	57.3	0.1	17.1	0.5	100.0
食品卸売業	27.3	15.5	0.6	0.2	0.0	0.1	0.7	0.0	49.0	0.3	0.0	6.3	100.0
その他卸売業	68.8	16.2	0.8	0.2	0.0	0.0	1.9	0.0	8.7	0.7	1.2	1.5	100.0
卸売業 計	50.9	15.9	0.7	0.2	0.0	0.1	1.4	0.0	26.0	0.5	0.7	3.6	100.0
スーパー	16.7	15.5	4.5	0.5	0.1	0.2	0.4	0.0	58.5	1.0	0.4	2.2	100.0
コンビニエンスストア	20.4	12.4	1.0	0.0	0.0	0.8	2.3	0.0	60.2	0.4	0.1	2.4	100.0
食品小売業	22.7	12.9	1.7	0.5	0.0	0.8	1.9	0.6	55.5	0.1	2.6	0.7	100.0
日用品小売業	28.6	18.5	4.0	0.6	0.0	0.0	3.9	0.0	7.4	0.5	30.8	5.7	100.0
一般小売業 計	25.6	15.7	2.9	0.6	0.0	0.4	2.9	0.3	31.3	0.3	16.8	3.2	100.0
小売業 計	20.5	15.1	3.4	0.4	0.1	0.4	1.5	0.1	49.1	0.7	6.1	2.6	100.0
ファーストフード	25.8	21.5	1.7	0.7	0.0	0.2	1.4	0.0	47.4	0.5	0.0	0.8	100.0
レストラン	17.7	14.0	1.6	0.2	0.0	1.3	1.3	0.4	58.3	4.1	0.0	1.1	100.0
喫茶等軽食	29.8	10.8	1.4	0.3	0.0	2.1	1.0	0.0	52.0	0.7	0.1	1.8	100.0
飲食系ビル	22.3	11.3	1.6	1.1	0.3	0.0	0.9	0.0	59.1	2.0	0.0	1.4	100.0
飲食店 計	20.2	13.7	1.6	0.3	0.0	1.3	1.2	0.3	56.9	3.3	0.0	1.2	100.0
事務所	64.6	15.8	2.1	0.1	0.6	0.2	2.1	0.0	9.9	1.4	0.4	2.8	100.0
ホテル	27.3	10.8	4.1	0.5	0.0	0.3	3.1	0.0	46.8	4.0	0.5	2.6	100.0
病院	58.2	10.7	2.7	3.4	0.0	0.6	1.4	0.1	19.8	0.2	0.2	2.7	100.0
老人ホーム	60.5	4.3	2.3	0.4	0.0	0.1	0.6	0.1	30.9	0.1	0.0	0.7	100.0
小中学校等	41.9	7.4	3.2	0.3	0.0	0.2	1.6	0.0	11.1	1.2	14.9	18.2	100.0
専門学校・大学等	22.7	15.7	5.0	0.6	0.0	0.2	1.6	0.0	53.3	0.3	0.1	0.5	100.0
集客施設 (駅、パチンコ等)	45.5	18.3	3.7	0.2	0.1	1.6	4.2	0.1	16.3	1.0	0.2	8.8	100.0
作業的サービス業 (ガソリンスタンド等)	39.5	16.8	9.4	4.9	0.0	3.8	3.9	0.0	8.3	1.3	0.1	12.0	100.0
家族向けサービス業 (美容院等)	41.5	16.2	1.5	0.4	0.0	1.1	6.5	0.0	19.3	4.0	0.1	9.4	100.0
サービス業 計	44.3	11.2	3.4	1.2	0.0	0.7	2.6	0.0	29.1	1.7	1.0	4.8	100.0
事業ごみ 全業種平均	28.6	13.2	2.5	0.6	0.1	0.7	1.7	0.1	44.7	2.3	3.0	2.5	100.0

注) 業種大分類, 全企業平均は年間ごみ収集量に応じた加重平均値である。


事業系廃棄物の分類早見表

一廃 一般廃棄物 産廃 産業廃棄物 リサ リサイクル可能なもの

※「廃プラスチック類」は「廃プラ」と記載（紙類は分別義務があります）
 ※「水銀使用製品産業廃棄物（水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの。）」は「水銀廃棄物」と記載。

あ			
名称	分類	産廃品目	備考
空き缶	産廃 リサ	金属くず	
空きびん	産廃 リサ	ガラスくず	
アクリル板	産廃	廃プラ	
アルミサッシ	産廃	金属くず	
衣装ケース	産廃	廃プラ	
一斗缶	産廃	金属くず	
椅子（事務用）	産廃	廃プラ 金属くず	
椅子（木製）	一廃		木製品製造業等は産廃
衣類乾燥機	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサイクル法対象 P9
インクカートリッジ	産廃	廃プラ	
うちわ（骨がプラ製）	産廃	廃プラ	紙部分を分離した排出が望ましい
エアコン	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサイクル法対象 P9
エンジンオイル	産廃	廃油	
鉛筆	一廃		
塩化ビニル管	産廃	廃プラ	
OA用紙	リサ		
か			
名称	分類	産廃品目	備考
化学繊維製品	産廃	廃プラ	
傘	産廃	廃プラ 金属くず	
カセットテープ	産廃	廃プラ	
カセットボンベ	産廃	金属くず	中のガスは使い切る
カッターナイフ	産廃	廃プラ 金属くず	
紙くず	リサ		
花びん	産廃	ガラスくず	
壁紙	産廃	廃プラ	
紙袋（紙のみ）	リサ		
紙袋（内側がプラ加工）	一廃		プラの割合の方が大きければ産廃
ガラス製品	産廃	ガラスくず	
紙箱	リサ		

紙パック	リサ		
紙やすり	一廃		
瓦	産廃	陶磁器くず	
乾燥剤シリカゲル（泥状）	産廃	汚泥	
乾燥剤シリカゲル（粒状）	一廃		
記録メディア（CD,DVD等）	産廃	廃プラ	
金庫	産廃	金属くず	材質によっては混合物
金庫製品	産廃	金属くず	
靴（天然皮革・繊維製）	一廃		
靴（化学繊維製）	産廃	廃プラ	
クリアファイル	産廃	廃プラ	
蛍光灯	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	水銀廃棄物
結束バンド	産廃	廃プラ	
小型家電製品（電話、プリンター等）	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	
ゴム製品（天然ゴム製）	産廃	ゴムくず	
ゴム製品（合成ゴム製）	産廃	廃プラ	
さ			
名称	分類	産廃品目	備考
雑がみ	リサ		
シールの台紙	一廃		
磁気カード	産廃	廃プラ	材質によっては一廃
自転車	産廃	廃プラ 金属くず	
シャープペンシル	産廃	廃プラ	
シャープペンシルの芯	一廃		
充電器	産廃	廃プラ 金属くず	
シュレッダーくず	リサ		
消火器	産廃	廃プラ 金属くず	リサイクルシステムあり
新聞・雑誌	リサ		
スコップ	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
ストーブ	産廃	廃プラ 金属くず	
ストロー	産廃	廃プラ	
スポンジ	産廃	廃プラ	
炭（未使用）	一廃		
スリッパ	産廃	廃プラ	
生花	一廃		
石けん	産廃	廃油	
洗濯機	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサイクル法対象 P9
せん定枝・刈草（枝葉・竹）	一廃 リサ		

た			
名称	分類	産廃品目	備考
体温計	産廃	金属くず ガラスくず	水銀体温計は「水銀廃棄物」
体温計（デジタル）	産廃	廃プラ 金属くず	
台車	産廃	廃プラ 金属くず	
タイヤ	産廃	廃プラ	
タイヤのホイール	産廃	金属くず	
たばこ（吸い殻）	一廃		
ダンボール	リサ		
机（事務用）	産廃	金属くず 廃プラ	
机（木製）	一廃		木製品製造業等は産廃
電気コード	産廃	廃プラ 金属くず	
電球	産廃	金属くず ガラスくず	
電池	産廃	汚泥 金属くず	一部水銀廃棄物
陶器	産廃	陶磁器くず	
トタン	産廃	金属くず	
塗料（固形）	産廃	廃プラ	
塗料（水性・液状）	産廃	廃酸又は 廃アルカリ 廃プラ	
塗料（油性・液状）	産廃	廃油 廃プラ	
テレビ	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	家庭用は家電リサイクル法対象 

な			
名称	分類	産廃品目	備考
長靴	産廃	廃プラ	
生ごみ（厨芥類）	一廃 リサ		食料品製造業等は産廃
南京錠	産廃	金属くず	
ネット	産廃	廃プラ	
粘着テープ（紙・布製）	一廃		
粘着テープ（化学繊維製）	産廃	廃プラ	

は			
名称	分類	産廃品目	備考
灰	産廃	燃えがら	
廃食用油	産廃	廃油	
パソコン	産廃	廃プラ 金属くず	リサイクルシステムあり
バッテリー	産廃	廃酸 廃プラ 金属くず	
発泡スチロール	産廃	廃プラ	

刃物類	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
パレット（木製）	産廃	木くず	
パレット（プラスチック製）	産廃	廃プラ	
ハンガー	産廃	廃プラ 金属くず	
ビデオテープ	産廃	廃プラ	
ビニールホース	産廃	廃プラ	
フィルム	産廃	廃プラ	
プラスチック製容器包装	産廃	廃プラ	
古布（衣類、毛布、布団等）	一廃 リサ		化学繊維は産廃
ペットボトル	産廃 リサ	廃プラ	
ヘルメット	産廃	廃プラ	
弁当の容器	産廃	廃プラ	
ポイントカード	産廃	廃プラ	材質によっては一廃
包装紙（内側がプラ加工）	一廃		プラの割合の方が大きければ産廃
包装紙（紙のみ）	リサ		
ボールペン	産廃	廃プラ	
ホッチキス	産廃	廃プラ 金属くず	
ポリバケツ	産廃	廃プラ	
保冷剤	産廃	廃プラ	

ま			
名称	分類	産廃品目	備考
マウスパッド	産廃	廃プラ	
巻尺	産廃	廃プラ	
マグネット	産廃	金属くず	
マッチ	一廃		
メディアケース（CD、DVD等）	産廃	廃プラ	
モップ	産廃	廃プラ	柄の材質によっては混合物

や・ら・わ			
名称	分類	産廃品目	備考
ライター	産廃	廃プラ 金属くず	中のガスは使い切る
ラップ類	産廃	廃プラ	
レインコート	産廃	廃プラ	
レジスター	産廃	廃プラ 金属くず	
レジ袋	産廃	廃プラ	
れんが	産廃	陶磁器くず	
ロッカー	産廃	金属くず	
割り箸	一廃		
冷蔵（凍）庫	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサイクル法対象 

一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

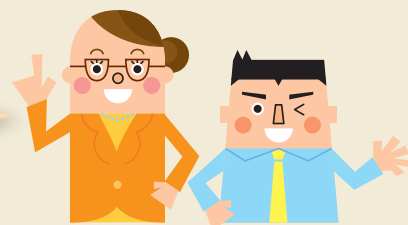
許可番号	許可業者名	住所	電話番号
001	小坂産業(株)	南区上鳥羽羽ノ花50-2	075-661-5400
002	(有)エコティック山根商店	伏見区横大路一本木1-17	075-621-2212
003	(有)大工商店	左京区田中南大久保町23	075-711-0363
004	(有)五十嵐商店	南区東九条東岩本町27-1	075-691-4822
005	(株)山本清掃	伏見区横大路千両松町196-1	075-623-5555
006	(有)山根商店	南区西九条東比永城町51	075-691-1751
010	(有)サント	伏見区納所岸ノ下30-13	075-631-1885
011	(株)れおイレブン	南区上鳥羽菅田町57	075-661-8888
014	(有)河岸商店	下京区西七条市部町98	075-312-2846
015	(有)中川商店	南区上鳥羽北戒光町12	075-691-0771
016	京都環境衛生(有)	左京区下鴨泉川町6	075-723-5386
018	(株)松田商店	左京区田中南西浦町79-2	075-791-9808
019	(株)山文	伏見区深草西浦町二丁目61	075-643-3456
020	(有)森商店	南区西九条春日町1	075-681-4933
021	(有)クリーントリヤマ	南区吉祥院新田式ノ段町77-3	075-692-2567
022	(株)下屋敷商店	南区上鳥羽北塔ノ本町7番地	075-581-2543
023	(株)川崎環境開発興業	大阪市旭区大宮五丁目6-29	06-4254-4505
024	(株)辻商店	南区東九条西岩本町34-2	075-671-0909
025	(有)パッカーズ	南区東九条柳下町63-3	075-672-1252
027	(有)河原商店	中京区西ノ京神輿岡町15	075-467-9717
028	白川商店(株)	伏見区横大路芝生29-2	075-621-1869
029	上田清掃(株)	左京区田中高原町15	075-724-5250
030	(有)西山産業	伏見区北寝小屋町51	075-601-1443
031	竹之内運送(株)	山科区東野門口町48	075-592-3900
032	(株)木下商店	左京区岩倉村松町64-11	075-701-7074
033	島山商店	西京区桂清水町46	075-381-4727
034	(株)泉原商店	左京区一乗寺河原田町29-1	075-701-8381
035	つじもと商事(株)	伏見区深草柴田屋敷町3-24	075-642-4373
036	サカエ産業(株)	亀岡市旭町金辻57	0771-24-5161
037	(株)三野商店	南区東九条北河原町5番地	075-672-2370
038	(株)立川清掃	伏見区横大路下三栖城ノ前町50-2	075-604-5301
039	(有)鴨東産業	南区上鳥羽八王神町42-20	075-681-7853
040	新田産業(株)	伏見区淀際目町214-7	075-631-6517
041	(有)タナカクリンアップサービス	下京区黒門通五条下る柿本町595	075-341-5490
042	AQUAレインボー	伏見区深草柴田屋敷町17-1	075-641-8720
043	(有)小西清掃	伏見区深草北新町637-10	075-641-7238
044	伏見クリエイト(株)	伏見区久我西出町4-38	075-922-3251
045	(株)オカムラ産業	南区吉祥院大河原町8-4	075-314-7294
046	(有)アサヒ産業社	伏見区淀生津町648	075-631-2849
047	(株)ライブ	南区西九条東島町43	075-672-4427
048	(株)高島商店	南区東九条宇賀辺町65	075-671-4657
049	市川商店	北区紫野花ノ坊町23-2 市営住宅第16棟202号	075-491-7874
050	テックス・カンボ(株)	伏見区羽束師古川町243	075-933-1111
052	(有)ウエグチ興産	右京区太秦森ヶ前町11-19	075-864-3622
053	(株)白青舎	中京区東洞院錦小路下る坂東屋町657-5	075-354-8401
054	(株)丸富産業	南区東九条西明田町37	075-661-0009
056	(株)木村商店	右京区西院月双町95	075-326-3953
057	(有)能瀬運送	右京区山ノ内瀬戸畑町1-3	075-311-6698
058	(有)エヌストランス	伏見区深草飯食町824	075-641-8404
060	(有)カネムラ	南区東九条柳下町57-7	075-672-5548
061	(株)タカノ	向日市上植野町南淀井17	075-921-8120
062	(有)丸加清掃	伏見区南寝小屋町91	075-611-5599
063	ホームケルン(株)	京田辺市大住池島24-1	0774-63-7155
064	東山管理センター(株)	山科区西野山欠ノ上町60-1	075-592-0003
065	フロムメンテナンス(有)	伏見区竹田泓ノ川町23	075-611-7200
066	高野清掃(株)	宇治市小倉町南堀池83-21	0774-22-6676
067	(有)三協清掃	右京区太秦安井一町田町1	075-802-3143
068	三宝産業(株)	伏見区横大路菅本町2-35	075-701-5476

許可番号	許可業者名	住 所	電話番号
069	大和興産(株)	南区吉祥院嶋野間詰町3 2	075-681-1547
070	(有)辻克商店	南区唐橋平垣町6 8-5	075-691-4100
071	(有)岩本商会	大津市瀬田一丁目2-1 4	077-545-5144
072	(有)ラゴ	草津市青地町字六反田1 9 6	077-564-1502
073	(株)ヤマネ	南区吉祥院池ノ内町1 0-1	075-691-7350
074	(株)ナプラス	城陽市久世荒内1 6 0-2	0774-54-1007
075	(株)大剛	八幡市上奈良日ノ尾1-7	075-983-8280
077	京都エコクリエイト(株)	伏見区南寝小屋町9 1	075-691-6507
078	(株)ランナーズ	伏見区南寝小屋町9 1	075-605-5314
079	合同会社 松本商店	伏見区北端町6 4	075-611-7345
081	神崎商店	伏見区深草東伊達町4 1-4	075-647-0803
082	(有)平塚商事	南区吉祥院池田町3 9-3	075-661-7005
083	(株)アイリンク	南区上烏羽麻ノ本2 3-2	075-694-2222
084	(株)グリーンテクノ	伏見区横大路下三栖城ノ前町5 0-2	075-605-1188
086	(株)ティー・エム・ティー	南区吉祥院嶋高町3 5-2	075-661-1888
087	(有)木下カンセー	山科区大宅沢町1 1 3	077-543-2663
088	(有)グローバルクリーン	伏見区深草柴田屋敷町7-1 3	075-646-2213
100	京都環境事業(株)	南区吉祥院新田式ノ段町6 5	075-691-2033

お問い合わせ

名 称	内 容	所在地・ホームページアドレス	電話番号
京都市環境政策局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課	・事業系一般廃棄物についての相談	〒604-0924 京都市中京区河原町通二条下る 一之船入町384 ヤサカ河原町ビル8F	075-213-4930
京都市環境政策局 循環型社会推進部 廃棄物指導課	・産業廃棄物についての相談	〒604-0924 京都市中京区河原町通二条下る 一之船入町384 ヤサカ河原町ビル7F	075-366-1394
京都市環境政策局 北部環境共生センター	・事業用大規模建築物減量計画書届出等 (北,上京,左京,中京,右京の各区)	〒602-8061 京都市上京区中立売通油小路東入 甲斐守町100	075-451-0211
京都市環境政策局 南部環境共生センター	・事業用大規模建築物減量計画書届出等 (東山,山科,下京,南,西京,伏見の各区)	〒601-8444 京都市南区西九条森本町62-1	075-671-0511
京都環境事業協同組合	・一般廃棄物収集運搬業者の紹介 ・京都市推奨事業系ごみ袋の販売	〒601-8317 京都市南区吉祥院新田式ノ段町65 http://www.k-kankyoku.ne.jp	075-691-5516
(公社)京都府産業廃棄物協会	・産業廃棄物処理業者の紹介 ・マニフェストの販売 ・各種講習会の申込み	〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53-4 Johnsonビル2F http://www.kyoto-sanpai.or.jp	075-694-3402
(一社)京都府産業廃棄物 3R支援センター	・リサイクル業者の紹介 ・廃棄物の減量等に関するアドバイス	〒615-0801 京都市右京区西京極豆田町2 京都工業会館内2F http://www.kyoto-3rbiz.org	075-322-0530

処理業者の最新情報はホームページでも確認できるわよ。
「京都市一般廃棄物収集運搬業者名簿」や
「京都市産業廃棄物処理業者名簿」
「京都府産業廃棄物処理業者名簿」で検索してね。





京都市環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課, 廃棄物指導課

(ごみ減量推進課) 〒604-0924 京都市中京区河原町通二条下る

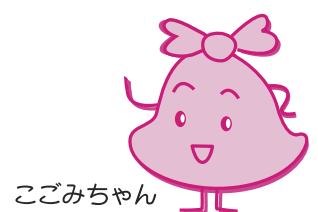
一之船入町384 ヤサカ河原町ビル8F
TEL 075-213-4930 FAX 075-213-0453

(廃棄物指導課) 〒604-0924 京都市中京区河原町通二条下る

一之船入町384 ヤサカ河原町ビル7F
TEL 075-366-1394 FAX 075-221-6550

ごみネット

検索



平成30年3月発行
京都市印刷物第293252号